明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（七一）　二

〔省　令〕
○令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令（**総務・財務**六）　四
○スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令（**文部科学**三六）　四

〔告　示〕
○除籍が滅失した件（**法務**三九六）　四
○日本国に帰化を許可する件（**同**三九七）　五
○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（**外務**四一一）　五
○ナイジェリア疾病予防センター診断能力強化計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四一二）　六
○稲種子生産体制強化計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四一三）　六
○アフガニスタン・イスラム共和国における都市脆弱層のための生活環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（**同**四一四）　六
○グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約の効力発生に関する件（**同**四一五）　七
○海上保安能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四一六）　七
○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**財務**三一九）　七
○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**同**三二〇）　七
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件の一部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産**二）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**二三〇七～二三一四）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**二五八～二六一）　九

〔国会事項〕
官庁事項　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔官庁報告〕
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
文　教
日本学士院新会員の選定について（日本学士院）　一二
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（岩手労働局最低賃金公示二～五）　一二
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一二

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一二
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　二九
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第七一号）（総務省）

1　基準財政需要額の算定方法の改正（改正法附則第二条並びに地方交付税法附則第六条の二及び第六条の三関係）

㈠　経済対策の事業の円滑な実施に必要となる財源を措置するため、令和六年度に限り、「臨時経済対策費」を設けることとした。

㈡　地方公務員の給与改定に必要となる財源を措置するため、令和六年度に限り、「給与改定費」を設けることとした。

㈢　臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和六年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けることとした。

㈣　臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額について、令和七年度にあっては、臨時財政対策債償還基金費の額の一〇〇分の五〇に相当する額を、令和八年度にあっては、当該額を臨時財政対策債償還基金費の額から控除した額を、それぞれ控除する特例を設けることとした。

㈤　令和六年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和六年八月三一日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすることとした。

2　地方交付税の総額の特例（改正法附則第三条並びに地方交付税法附則第四条及び第一一条並びに特別会計に関する法律附則第一〇条、第一一条及び第一二条の四関係）

㈠　令和六年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二、〇〇〇億円について、その活用を取りやめることとした。

㈡　令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正することとした。

㈢　令和六年度分の地方交付税の額の一部を、同年度内に交付しないで、令和七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

法　律

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第七十一号

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「五千億円」を「三千億円」に改める。

附則第六条の二中「令和六年度分及び令和七年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に、「、令和六年度」を「、当該額から、令和六年度」に、「「基金費の額」を「「令和五年度基金費の額」に、「「控除額」を「「令和五年度控除額」に、「基金費の額から令和六年度における控除額」を「令和五年度基金費の額から令和五年度控除した法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「令和六年改正法に係る令和七年度控除額」という。）の合算額を控除した額とし、令和八年度にあつては令和六年度基金費の額から令和六年改正法に係る令和七年度控除額」に改める。

附則第六条の三第一項第一号及び第三項中「この条の」を「第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に改める。

附則第十一条中「同じ。）及び」を「同じ。）」に、「）の合算額」を「）及び四千九百八十億円の合算額」に、「とし」を「に四千億円を加算した額とし」に、「から返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額」を「から返還金等の額、令和六年度震災復興特別交付税額及び四千九百八十億円」に、「及び令和六年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額」を「、令和六年度震災復興特別交付税額及び九百八十億円の合算額を加算した額」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項を削り、同条第四項中「前項に規定するもののほか、」を削り、「地方公共団体金融機構法」の下に「（平成十九年法律第六十四号）」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第十一条第二項中「及び第四項」を削る。

附則第十二条の四第一項中「及び第四項」を削り、同条第三項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（臨時経済対策費等の基準財政需要額への算入）

第二条　令和六年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新法」という。）第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　臨時経済対策費	人口	一人につき　一、〇一〇円
	二　給与改定費	人口	一人につき　一、七七〇
	三　臨時財政対策債償還基金費	臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき　四
市町村	一　臨時経済対策費	人口	一人につき　一、〇一〇円
	二　給与改定費	人口	一人につき　一、五〇〇
	三　臨時財政対策債償還基金費	臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき　四

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、臨時経済対策費及び給与改定費に係るものにあっては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあっては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一　人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二　臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定により平成十七年度及び平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円
	(2)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	
	(3)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額	
	(4)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	
	(5)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	
	(6)　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	
	(7)　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	
	(8)　地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度及び令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額	

（令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和七年度における交付）

第三条　令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、令和七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一　新法附則第四条の規定により算定された令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を控除した額

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　令和六年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ　イに規定する合算額から四千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により令和六年度分の地方交付税の総額に算入された額及び九百八十億円を加算した額

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第四条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「附則第十条第四項」を「附則第十条第三項」に改める。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

省令

○総務省・財務省令第六号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十三日

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信

令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令

令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（令和二年総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、三百億円とする。	地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、二千三百億円とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十六号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十三日

文部科学大臣　阿部　俊子

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二千二十四年の禁止表」を「二千二十五年の禁止表」に、「二千二十四年一月一日」を「二千二十五年一月一日」に改める。

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。